

令和7年度「地域公共交通等運行継続緊急支援金」 申請要領

令和8年1月
福島県生活交通課

1 目的

燃料価格高騰の影響が拡大している路線バス（乗合バス）事業者・貸切バス事業者・タクシー事業者・自動車運転代行業者・トラック運送事業者の事業継続を支援することを目的とし、「地域公共交通運行継続緊急支援金」を交付します。

2 対象事業者(次の(1)～(3)のいずれかで、かつ(4)に該当する者)

- (1) 路線（乗合）バス事業者・貸切バス事業者・タクシー事業者
道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けて、一般旅客自動車運送事業を行い、福島県内に本社又は営業所がある事業者
- (2) 自動車運転代行業者
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者であり、福島県内に本社又は営業所がある者
- (3) トラック運送事業者
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者であり、それぞれ福島県内に本社又は営業所がある中小企業者・小規模企業者（資本金3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下のいずれかを満たす事業者）
- (4) 交付申請時点で事業を継続している事業者

3. 交付対象車両(次に掲げる事項のうち(1)から(3)までのいずれかで、かつ(4)及び(5)の両方に該当する車両)

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けて一般旅客自動車運送事業（民間救急車両は除く）を行い、福島県内に本社又は営業所がある事業者が保有する届出車両
- (2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者であり、福島県内に本社又は営業所がある事業者が保有する届出車両
- (3) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者であり、それぞれ福島県内に本社又は営業所がある中小企業者・小規模企業者（資本金3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下のいずれかを満たす事業者）が保有する届出車両
- (4) 事業用自動車として東北運輸局福島運輸支局長に届出がされており、申請時点で保有している車両。
- (5) 次のいずれかに該当する車両
 - ア 路線バス（乗合バス）として使用される車両
 - イ 貸切バスとして使用される車両
 - ウ 乗用タクシー・ハイヤー車両として使用される車両

- 工 自動車運転代行事業の随伴車として使用される車両
才 トラック運送事業として使用される車両（三輪の軽自動車及び二輪の自動車は除く。）

4 支援金の額

路線(乗合)バス事業者	登録車両1台当たり 200,000円 乗車定員11人未満の車両については1台当たり 100,000円
貸切バス事業者	登録車両1台当たり 100,000円
タクシー事業者	登録車両1台当たり 50,000円
自動車運転代行業者	登録車両1台当たり 15,000円
トラック運送事業者	登録車両1台当たり 30,000円

5 緊急支援金交付の執行団体

株式会社JTB福島支店

6 申請及び請求

- (1) 申請については、必要書類を添付の上、申請書類一式を郵送、又は株式会社JTB福島支店の専用Web申請用URLから電子申請してください。
なお、提出いただいた書類は返却いたしません。
- (2) 審査の結果、支援金を交付する旨決定したときは、後日、交付決定に関する通知を発送した上で緊急支援金を提出のあった口座に振り込みいたします。

申請書類

- ①交付申請書兼実績報告書（様式第1-1-1号～1-5-2号のうち該当するもの）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③登録車両一覧表（様式第3号）
- ④申請時点で有効期間内である対象車両の自動車検査証の写し
(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し)
- ⑤乗車定員11名未満の車両について、路線（乗合）バスとして使用される車両として申請する場合は、「一般乗合旅客自動車運送事業」として道路運送法第4条の許可を得ていることが分かる書類
- ⑥自動車運転代行事業の随伴車として使用される車両について申請する場合は、対象車両に係る運転代行保険の証書の写し
- ⑦債権者登録申請書（様式）
- ⑧⑦に記載した口座の預金通帳等の写し

7 申請受付期間

令和8年1月19日（月）から令和8年2月6日（金）まで

※ 緊急支援金支給（振込）までの流れ



※申請書類・請求書に不備があった場合は、訂正・再提出を求めることがあります。

【申請先】

- 書類郵送の場合
〒960-8043 福島県福島市中町 1-19
福島中町郵便局留め
「地域公共交通等運行継続緊急支援金」事務局宛
- 電子申請の場合
以下の福島県の HP から、Web 申請フォームにアクセスしてください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005d/chiikikoukyoukoutsuutou-sienn.html>

【問い合わせ先】

福島県地域公共交通等運行継続緊急支援金センター

電話：050-5810-5847

受付時間：9時00分から17時00分まで（平日のみ）